

鳥取市大型空き店舗入居促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市大型空き店舗入居促進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、営業を行うことを目的に大型空き店舗に入居する者に対し補助することにより、中心市街地における空き店舗の解消及び商業の活性化を促進し、もって本市の商業の振興を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 鳥取市中心市街地活性化基本計画において定める中心市街地の区域をいう。
- (2) 大型空き店舗 次のアからエまでのいずれにも該当するものをいう。
 - ア 賃貸物件であり、過去に事業の用に供されていたもの
 - イ 空いている部分の延べ床面積が115.5㎡以上であるもの
 - ウ 1階部分が空いているもの
 - エ 中心市街地にあるもの
- (3) 商店街 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された団体、事業協同組合及び任意の商店会をいう。
- (4) 中心市街地活性化協議会 中心市街地の活性化に関する法律（平成18年法律第54号）第15条第1項の規定に基づき組織された者（以下「中活協」という。）をいう。
- (5) まちづくり会社 地域振興等のために設立される公共性の高い会社をいう。
- (6) テナント 営業を行うことを目的に賃貸契約を行った大型空き店舗に入居する借入者をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、商店街、まちづくり会社、テナントその他市長が特に認める者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) テナントとして行う業種が小売業、飲食業、サービス業又は市長が適当と認める事業であり、当該事業の継続性が見込まれるものであること。
- (2) 商店街又は中活協と事前に十分協議をし、大型空き店舗に入居するものであること。
- (3) 商店街又は中活協と連携し、中心市街地のまちづくりに積極的に協力するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象者となることはできない。

- (1) 中心市街地の店舗から大型空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としたもの
- (2) 店舗の営業時間が夜間（午後5時から翌日の午前9時までをいう。）のみのもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業を行おうとするもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める営業を行うもの

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がテナ

ントとして営業を行う事業の実施に要する経費のうち、当該年度において支出した店舗賃借料（共益費及び駐車場代を除く。）、店舗改装費及び広告宣伝費とする。

（補助金の算定等）

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金は、300万円を限度額とする。

（交付申請）

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

（交付決定の時期）

第8条 本補助金の交付の決定は、原則として、交付申請を受けた日から7日以内に行うものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

（営業の継続）

第12条 本補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5年間は、本補助金の交付に係る事業を継続して営まなければならない。

2 前項に定める期間内に当該事業を休止し、廃止（倒産の場合を除く。）し、又は著しくその内容を変更しようとするときは、市長及び商店街と事前に協議し、同意を得なければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

事業計画書

事業内容				
従業員数 (経営者本人含む)				
当該事業に関する経験・略歴				
事業の売上・利益計画		第一期 (/ ~ /)	第二期 (/ ~ /)	第三期 (/ ~ /)
	売上額 (①)			
	売上原価 (②)			
	粗利益 (③=①-②)			
	経費 (人件費・広告宣伝費等) (④)			
	営業利益 (⑤=③-④)			
	営業外損益 (⑥)			
	経常利益 (⑦=⑤+⑥)			
	法人税等 (⑧)			
当期利益 (⑨=⑦-⑧)				
対象顧客及び市場規模				
予定客単価と客数	① 予定客1人当たりの客単価 ② 予定客数 (1日当たり)			
事業の資金計画 (資金需要、資金調達)	[資金需要]			
		第一期	第二期	第三期
	① 設備投資			
	② その他			
	合計			
	[資金調達]			
		第一期	第二期	第三期
	① 自己資金			
	② 借り入れ			
	③ 補助金 その他			
合計				
今後の事業展開予定				
その他特記事項				